

## ※ 受験資格の特例措置（特定施設実務経験者）について

### 1.趣旨

優れた実践指導力等を有すると認められる者の資格取得を支援する目的で、一定の条件の下で認定試験受験資格を付与する仕組みです。

### 2.具体的措置

所定の施設において一定年数以上、健康の維持・増進を目的とした心肺機能向上のための運動や筋力トレーニングなどの多様な運動指導に従事した経験（以下「実務経験」）を有する者について、以下により認定試験受験資格を付与します。

### 3.実施期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間に限り実施します。

### 4.対象者

次のいずれかに該当する者を対象とします。

- ①5に定める施設において、5年以上の実務経験を有している者
- ②4年制体育系大学（教育学部体育学系を含む）卒業業者で、5に定める施設において、2年以上の実務経験を有している者
- ③体育系短期大学又は専修学校卒業業者で、5に定める施設において、3年以上の実務経験を有している者

### 5.実務経験を認める施設

次の条件を満たす施設とします。

- ①心肺機能及び筋力の向上を目的とした運動機器を配置したトレーニング室を有し、かつ、別に同一の運動を集団で実施できるフロア又はプールのいずれかを備えている。
- ②多様な運動プログラムを取り入れた運動指導を2年以上行っている。

※すでに閉鎖している場合は対象としません。

※教育機関における授業はこれに該当しません。

### 6.実務経験の証明

対象者が勤務する法人等の代表者は、別に様式を定める実務経験証明書に記名押印の上、証明してください。

※ただし、複数施設にて証明を受ける場合には、実務経験証明書を勤務経験のある法人等ごとに作成すること。

また、対象者が今現在は個人で活動している場合は、主として指導を行っている（行っていた）施設の代表者の証明を得るとともに、活動履歴を記した資料を別に作成すること。

### 7.実務経験の審査

提出された運動指導歴証明書及び施設概要書等を審査の上、適否を決定します。

### 8.講習会の受講科目

講習会において、以下の科目を受講していることを受験資格付与の条件とします。

●健康管理概論	6単位
●生活習慣病	13単位
●運動プログラムの管理	1単位
●運動負荷試験	1単位
●運動行動変容の理論と実際	3単位
計	24単位

※科目の詳細は別紙参照

### 9.その他

- ①公印が押印されていない運動指導歴証明書等は受理できません。
- ②実務経験の証明等に際し、虚偽の申請が行われた場合は、受験を認めない場合があるほか、合格後であってもこれを取消す場合があります。